手続的真正性の情報を提供しなかったとき、必要に応じて、第9.2B号及び第9.38号の規定に基づき公表される対応情報は、第11.44号及び第11.44.1号並びに必要な場合には決議第49（WRC-12、改）の第１附属書§10に規定されている期限の少なくとも６か月前までに関係主管庁に通知された後に限り、取り消される。

改　11.49　宇宙局に対する登録されている周波数割当ての使用を６か月を超える期間休止する場合、通告主管庁は、できるだけ速やかに、しかし使用を休止した日から６か月以内に、その使用を休止した日付を無線通信局に通知しなければならない。記録された割当てが使用に復する場合、通告主管庁は、該当するときには第11.49.1号の規定に基づいて、できるだけ早くその旨無線通信局に通知しなければならない。記録された割当てが使用に復する日付は[22]、停止の日から遅くとも３年以内でなければならない。

追　[22]　11.49.1　静止衛星軌道の宇宙局の周波数割当てが使用に復する日付は、以下に規定される90日の期間の開始日でなければならない。

静止衛星軌道の宇宙局の周波数割当ては、その周波数割当ての送信又は受信能力のある静止衛星軌道の宇宙局が、通告された軌道位置に90日間継続して配置及び維持された時に使用に復したとみなされる。通告主管庁は90日の期間の最終日から30日以内に無線通信局にその旨を通知しなければならない。

第13条　無線通信局への指示

第Ⅱ節－無線通信局による登録原簿及び世界プランの維持

改　13.6　b）　信頼できる利用可能な情報により、登録されている割当てが使用されていない、もはや使用されない又は付録第４号の規定による通告された要求特性に基づかない使用が継続すると認められたときは、無線通信局は通告主管庁と協議し割当てが通告された特性に基づいて使用開始されたか又は通告された特性に基づいて使用が継続されているかについて明確化を要求する。回答があり通告主管庁の合意に基づいている場合、無線通信局はその登録の基本的特性を抹消するか、適切に変更するか又は維持する。通告主管庁が３か月以内に回答しなかった場合において、無線通信局は、警告を発する。最初の警告から１か月以内に通告主管庁が回答しない場合、無線通信局は２回目の警告を発する。２回目の警告から１か月以内に回答しない場合、無線通信局による登録を抹消する措置は無線通信規則委員会の決定に従う。通告主管庁から回答がない場合又は通告主管庁が反対する場合、無線通信規則委員会が登録の抹消又は変更の決定を下すまで、その登録は無線通信局の審査において継続して考慮される。通告主管庁と無線通信局の間で合意されなかった場合は、無線通信規則委員会が設定する期限内に無線通信局を通じて主管庁から提出される追加の補助文書を考慮することを含め、無線通信規則委員会が慎重に調査を行う。

第15条　混信

第Ⅴ節－違反の通告

改　15.21　§13　主管庁がその権限に基づく局によって、国際電気通信連合憲章（以下、「憲章」という。）、国際電気通信連合条約（以下、「条約」という。）又は無線通信規則の違反が行われたことを知った場合には、（特に憲章第45条及び無線通信規則第15.1条）事実を確認して必要な措置を執る。

第16条　国際監視

改　16.6　国際監視システムの利用及び運用のための行政上及び手続上の要請は、最新版のITU-R勧告SM.1139に基づいて行わなければならない。

第19条　局の識別

第Ⅴ節－海上移動業務における選択呼出番号

改　19.93　a）　船舶のための選択呼出番号は、要求に応じて単一番号又は100を超えない塊で供与する。

改　第Ⅵ節－海上移動業務識別

改　19.99　§39　海上移動業務又は海上移動衛星業務の局[6]が海上移動業務識別を必要とするとき、責任を有する主管庁は、ITU-R勧告M.585-6の第１附属書に掲げられている規定に基づき、その局に識別を割り当てる。主管庁は、海上移動業務識別を割り当てたときは、第20.16号の規定に基づき直ちに無線通信局へ通告しなければならない。

改　19.102　3）　海上移動業務識別の種類は、ITU-R勧告M.585-6の第１附属書に掲げるとおり。

改　19.108A　§41　海上識別数字$M_1I_2D_3$は、海上移動業務識別の不可欠な部分であり、識別が付された無線局に責任を有する主管庁を原則として示す。幾つかの場合において海上識別数字$M_1I_2D_3$は、特定の主管庁の責任において地理的区域を示すことができる。更に、ITU-R勧告M.585に示されるように、幾つかの海上識別の数値は海上装置用に留保され、主管庁又は地理的区域のいずれにも該当しない。

改　19.111　§43　1）主管庁は、海上移動業務識別の割当て及び使用に関するITU-R勧告M.585-6の第１附属書に従うものとする。

第21条　1GHzを超える周波数帯を共用する地上業務及び宇宙業務

改　21.2　§2　1）表21-1の周波数帯において表21-1に示す値を超える等価等方輻射電力（e.i.r.p.）の最大値をとる固定業務又は移動業務の送信局[1, 3]の位置は、実行可能な限り、いずれのアンテナの最大輻射方向も大気の屈折効果[2]を考慮して、静止衛星軌道から少なくとも同表に掲げる角度だけ離れるように選定するものとする。

改　[1]　21.2.1　宇宙無線通信業務（宇宙から地球）と共用する周波数帯で運用する固定業務又は移動業務の受信局が、その感度が非常に高いために宇宙局の送信による混信が著しくなる場合には、自局を保護するためにそのアンテナを静止衛星軌道に指向することを避けるものとする。特に、21.4-22GHz帯においては、静止衛星軌道の方向に関して1.5度の最小離隔を保持することが推奨される。